

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

ア 有形固定資産

原則として、取得原価により評価しています。ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

なお、主要な有形固定資産については、取得日や再調達原価の考え方を整理した評価基準を別途策定し評価しています。

(ア) 昭和59年以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

(イ) 昭和60年以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

イ 無形固定資産

原則として、取得原価により評価しています。ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

(ア) 市場価値のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

(イ) 市場価値のないもの・・・・・・取得原価

イ 出資金

(ア) 市場価値のあるもの・・・・・・会計年度末における市場価格

(イ) 市場価値のないもの・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

定額法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

ア 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体に対するものについて、実質価額が低下した場合に、実質価額と取得価額との差額を計上しています。

イ 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により算出した徴収不能見込額を計上しています。

ウ 退職手当引当金

期末に、自己都合により退職した場合に必要な額を計上しています。

エ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

オ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末勤勉手当及び法定福利費相当額の当年度の負担額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

リース取引については、以下の企業会計に準じた基準のほか、重要性の原則に照らし合わせて資産と費用の分類を行っています。

ア ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ウ オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(7) 物品の計上基準

物品は、取得価額又は見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

(8) 資本的支出と修繕費の区分基準

節ごとに資産計上基準を設け、区分を行っています。

2 重要な会計基準の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

他団体の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が決定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
秦野市 土地開発公社	—	936,349 千円	1,045,834 千円	1,982,183 千円
秦野市 学校保全公社	—	—	—	—
計	—	936,349 千円	1,045,834 千円	1,982,183 千円

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

イ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数を会計年度末の係数としています。

ウ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

エ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率は、次のとおりです。

(ア) 実質赤字比率 - %

(イ) 連結実質赤字比率 - %

(ウ) 実質公債費比率 1.6%

(エ) 将来負担比率 8.4%

オ 繰越事業に係る将来の支出予定額

(ア) 継続費の逡次繰越額 10,080 千円

(イ) 繰越明許費 771,556 千円

(ウ) 事故繰越額 9,094 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

ア 売却可能資産

223,685 千円

※金額は、令和5年度当初予算において、財産売却収入として計上されている額です。

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

(ア) 標準財政規模 32,056,862 千円

(イ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
3,554,179 千円

(ウ) 将来負担額 58,238,594 千円

(エ) 充当可能基金額 6,351,188 千円

(オ) 特定財源見込額 13,278,335 千円

(カ) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 36,212,698 千円

ウ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
0 千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産のうち短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

ア 基礎的財政収支 1,886,381 千円

イ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	3,367,311 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	792,721 千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	1,186,333 千円
減価償却費	△5,051,209 千円
賞与等引当金繰入額	△662,269 千円
退職手当引当金繰入額	△193,354 千円
徴収不能引当金繰入額	△89,826 千円
資産除売却益（損）	29,345 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△620,948 千円

ウ 一時借入金

一時借入金はありません。なお、一時借入金の限度額は、5,000,000 千円です。

エ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額
129,459 千円